

証券取引所の上場規則の改正に伴う制度改正

1. 改正趣旨

機構は、株式等振替制度において、証券取引所に上場される新株予約権（会社法第277条に基づく新株予約権の無償割当て）を取扱対象としてい
る。証券取引所においては、平成21年12月30日付で新株予約権の上場基準を改正し、これまでの新株予約権1個の目的である株式が1株であるこ
との基準を撤廃したことから、新株予約権1個の目的である株式が1株未満である新株予約権についても上場することが可能となった。

一方、機構では、新株予約権行使請求の取次ぎに係る手数料の取扱いについて所要の見直しを行ったほか、新株予約権行使により1株に満たない端数
に相当する金銭（以下「端数金銭」という。）が交付される場合に、ゆうちょ銀行現金払い（ゆうちょ銀行に支払証書を持参し金銭を受領する方式を
いう。以下同じ。）により端数金銭を受領する事務処理スキームを構築した。

今般、投資家の利便性の向上及び制度参加者における事務処理の効率化を図る目的から、ライツ・オファリングに係る制度について、端数金銭が交
付される場合の受領方法を選択可能とするなど現行の事務スキームを改善するとともに、新株予約権行使の単位を制限する旨を定めた新株予約権につ
いても機構の取扱対象とすることができるよう、更なる整備を図ることとする。

2. 改正概要

（1）端数金銭が交付される場合の事務スキームの改善

現行は、端数金銭の受領方法については、ゆうちょ銀行現金払いによる方法に限られているが、当該受領方法に加えて、銀行預金口座への振込み
による方法、登録配当金受領口座への振込みによる方法についても可能とする。

（2）新株予約権行使の単位を制限する旨を定めた新株予約権の取扱い

現行においては、機構は、新株予約権の内容として1株に満たない端数が生じることがないように新株予約権行使の単位を制限する旨を定めた新
株予約権については取扱対象外としているが、振替システムを整備したうえで、このような新株予約権についても機構の取扱対象とする。

3. 施行日

システムの開発及びテストに要する期間を勘案し、平成22年12月を目処に実施する（予定）。

※ 新株予約権行使により交付される株式が1株未満となる場合に0（ゼロ）株として新規記録通知をすることの取扱いについては、平成22年6月を目処に実施する（予定）。

ライツ・オフリングに係る制度の整備について（業務処理概要）

項目	内容	備考
<p>1. 端数金銭が交付される場合の事務スキームの改善について</p> <p>(1) 制度改善の概要</p> <p>(2) 端数金銭が交付される場合の手続</p> <p>a. 加入者による端数金銭の受領方法の指定</p> <p>b. 口座管理機関による取次</p>	<p>○ 現行は、端数金銭の受領方法については、ゆうちょ銀行現金払いによる方法に限られているが、当該受領方法に加えて、銀行預金口座への振込みによる方法、登録配当金受領口座への振込みによる方法についても可能とする。</p> <p>○ 加入者は、新株予約権行使に伴い端数金銭の交付が発生する場合には、直近上位機関に対し、新株予約権行使の取次ぎを請求する際に、端数金銭の受領方法として、次に掲げる方法のうち、いずれかの方法を指定する。</p> <p>①銀行預金口座への振込み</p> <p>②登録配当金受領口座への振込み</p> <p>③ゆうちょ銀行現金払い</p> <p>○ 口座管理機関は、加入者より新株予約権行使の取次ぎの請求を受けた</p>	<p>※ 端数金銭の受領方法の通知は、以下の項目を示して行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行預金口座への振込み、ゆうちょ銀行現金払い及び登録配当金受領口座の別 ・ 受領口座が銀行預金口座である場合には、金融機関コード、店舗コード、預金種目、口座番号、口座名義人（カナ）

項目	内容	備考
<p>ぎ</p> <p>c. 機構による取次ぎ</p> <p>d. 発行者による端数金銭の支払い</p> <p>2. 端数の生じる新株予約権行使が制限された新株予約権の取扱いについて</p>	<p>場合には、新株予約権行使の際に端数金銭の受領方法として加入者が指定した方法について、上位機関を通じて機構に通知する。</p> <p>○ 機構は、直近下位機関より、新株予約権行使の取次ぎの請求を受けた場合には、端数金銭の受領方法として加入者が指定した方法について発行者に通知する。</p> <p>○ 発行者は、機構から新株予約権行使の取次ぎの請求を受けた場合には、1株の整数倍となる部分について、機構に対し、振替株式の新規記録通知を行うとともに、1株未満の端数となる部分について、加入者が選択した方法により、加入者に対し、端数金銭を支払う。</p>	<p>※ 発行者は、新株予約権行使により交付される株式が1株未満となる場合には、0（ゼロ）株として新規記録通知をする。</p> <p>※ 機構は、発行者から0（ゼロ）株として新規記録通知を受けた場合には、機構加入者に対して、0（ゼロ）株として新規記録通知をする。</p> <p>※ 今後、加入者に代わり口座管理機関が端数金銭を代理受領することとなった場合には、発行者から加入者に支払われた端数金銭の額等の情報を口座管理機関に通知することについて検討する。</p>

項目	内容	備考
<p>(1) 見直しの概要</p> <p>(2) 端数の生じる新株予約権行使が制限された新株予約権の新株予約権行使に係る手続</p> <p>a. 口座管理機関による新株予約権の数の確認</p> <p>b. 機構による新株予約権の数の確認</p>	<p>○ 現行においては、機構は、新株予約権の内容として1株に満たない端数が生じないように新株予約権行使の単位を制限する旨の定めがある新株予約権については取り扱わないこととしているが、制度参加者における事務処理及びシステムを整備したうえで、このような新株予約権についても機構で取扱うこととする。</p> <p>○ 口座管理機関は、新株予約権の内容として1株に満たない端数が生じないように新株予約権行使ができる単位を制限する旨の定めがある新株予約権について、加入者より新株予約権行使の取次ぎの請求を受けた場合には、新株予約権行使に係る新株予約権の数が新株予約権行使の条件に合致しているかどうかを確認のうえ、条件に合致している場合には、当該請求を上位機関を通じて機構に取り次ぐ。</p> <p>○ 機構は、新株予約権の内容として1株に満たない端数が生じないように新株予約権行使ができる単位を制限する旨の定めがある新株予約権について、機構加入者から、新株予約権行使の取次ぎの請求を受けた場合には、新株予約権行使に係る新株予約権の数が新株予約権行使の条件に合致しているかどうかを振替システムにより確認のうえ、新株予約権行使の条件に合致している場合には、当該請求を発行者に取り次ぐ。</p>	<p>※ 発行者は、新株予約権の内容として、新株予約権行使ができる単位を制限する旨を定めることにより、新株予約権行使に伴い端数が生じないようにすることが可能（例えば、新株予約権1個の目的である株式の数を0.2株と定め、新株予約権行使の単位を5個と定める場合）。</p>

項目	内容	備考
	<p>○ 機構は、新株予約権行使に係る新株予約権の数が新株予約権行使の条件に合致しているかどうかを振替システムにより確認した結果、新株予約権行使の条件に合致していない場合には、機構加入者にその旨の通知を行う。</p>	

以上